

第1系列最終沈殿池汚泥掻寄機及び  
第3系列海側最終沈殿池汚泥掻寄機駆動部  
更新工事

共通事項及び特記仕様書

令和6年度

逗子市 環境都市部 下水道課

## 目 次

第一節 共通事項 . . . . . 1

第二節 特記仕様書 . . . . . 3

## 第一節 共通事項

### (工事の着手)

第1条 工事契約締結後、早期に監督職員と設計施工について打合せを行い、現場を確認のうえ工事を着工すること。なお、打合せ事項については必要に応じて議事録を監督職員に提出すること。

### (疑義の解釈)

第2条 本工事は、逗子市財務規則に基づき別途特記仕様書、設計書及び添付図面によって行い、設計図面等に定める事項について疑義を生じた場合の解釈は、当該工事を担当する監督職員の指示に従わなければならない。

2 設計図書等で明記していない事項であっても、施工上必要なものがあつた場合は、発注者及び受注者で協議するものとする。

### (法令関係の遵守)

第3条 受注者は、工事施工に当たり、工事に関する諸法規その他諸法令を遵守し、工事の円滑なる進捗を図ると共に、諸法令の運営適用は受注者の負担と責任において行わなければならない。

### (施設の保全)

第4条 施設構造物を汚染し、またこれらに損害を与えた時は受注者の責任で復旧しなければならない。

### (資格を必要とする作業)

第5条 資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有する者が施工しなければならない。

### (工事終了後の処理)

第6条 工事が完成した時、受注者は速やかに不要材料及び仮設物を処分若しくは撤去し、使用箇所等を清掃しなければならない。

### (安全管理)

第7条 受注者は、工事の施工に当たっては常に細心の注意をはらい、労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）並びに関係法令を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。

2 工事中は所要の従業員を配し、現場内の整理整頓と安全作業に努めなければならない。

3 重要な工作物に接近して工事を施工する場合は、あらかじめ保安に必要な措置、緊急時の応急措置及び連絡方法について監督職員と協議し、これを遵守しなければならない。

4 火薬、ガソリン等の危険物を使用する場合には、保管及び取扱について関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講じなければならない。

5 火薬類を使用し、工事を施工する場合は、あらかじめ監督職員に使用計画を提出しなければならない。

6 仮設及び特に重要物を扱う足場は、堅固な構造としなければならない。

7 工事現場に工事関係者以外の立入を禁止するため、監督職員と協議のうえ、その箇所へ適当な柵を設けるとともに、立入禁止の表示をしなければならない。

8 豪雨、高潮及び台風等出水の恐れのある時は、受注者は昼夜の別なく所要の人員を現場に待機させるとともに、応急措置に対する準備をしておかななければならない。

9 工事現場の秩序を保つとともに、火災、盗難等の事故防止に必要な措置を講じなければならない。

(工事写真)

第8条 受注者は、工事中の写真を撮影し、工事着手前、施工中、完成時の工程順に整理編集し、工事完了後写真帳（デジタルカメラ可）を提出すること。

2 工事看板には、部品名、工程、寸法等を記載すること。

3 使用材料、部品納入時及び埋没部は、監督職員の立会のもと撮影すること。

(工事用電力及び工事用水)

第9条 工事用電力及び工事用水等は市が無償で支給するが、あらかじめ監督職員に許可を得るものとする。なお、使用の際は施設に影響を与えないよう必要な措置を講じるとともに、使用量の削減に努めること。

## 第二節 特記仕様書

- 1 工事名称 第1系列最終沈殿池汚泥掻寄機及び第3系列海側最終沈殿池汚泥掻寄機駆動部更新工事
- 2 工事場所 逗子市桜山9丁目 2448-4 (逗子市浄水管理センター)
- 3 工期 契約の日から令和7年2月22日まで

### 4 工事の目的

本工事は、第1系列及び第3系列海側最終沈殿池汚泥掻寄機の駆動部等が長期の連続使用により損耗・劣化しており機能停止の恐れがあることから、装置の主要部品の更新及び整備を行い機器の機能回復を目的とするものである。また、工事に合わせ第3系列海側最終沈殿池においては、水中部掻寄機について点検調査を行い機器の健全度を判断し、安定的な運用を継続するための整備計画を立案することも目的とするものである。

### 5 機器仕様

#### 第1系列最終沈殿池汚泥掻寄機

項目	仕様	摘要
形式	2池1駆動式フライト付ダブルチェーンコンベア	
池幅	幅6.0m×深さ3.0m×長さ32.0m	
チェーン型式	プラスチックチェーン	
フライトピッチ	約2.0m(チェーン152.4mm)	
掻き寄せ速度	0.3m/min	
電動機	1.5kW×4P×400V×50Hz	
減速機	電動機直結型サイクロ減速機	平成16年度に更新済
安全装置	トルクリミッタ	

#### 第3系列海側最終沈殿池汚泥掻寄機

項目	仕様	摘要
形式	2池1駆動式チェーンフライト式	
池幅	幅4.8m×深さ3.45m×長さ40.0m	
チェーン型式	ピントルチェーン	
フライトピッチ	約3.0m(チェーン152.4mm)	
掻き寄せ速度	0.3m/min	
電動機	1.5kW×4P×400V×50Hz	
減速機	電動機直結型サイクロ減速機	
安全装置	トルクリミッタ	

## 6 更新機器及び部品

### 第1系列最終沈澱池汚泥掻寄機

項目	数量	仕様	摘要
電動機直結型サイクロ減速機	1台	1.5kW×4P×3φ400V×50Hz 1450rpm	
駆動スプロケット(モーター側)	1個	No.140-2 NT22 S45C キー加工含む	
カウンタースプロケット	1個	No.140-2 NT37 FCD600 キー加工含む	
カウンターシャフト	1本	S45C	
シャーピン付スプロケット	2組	HB160 NT22 S45C クラッチボス・ハブ含む完成品	シャーピン予備10本含む
テンショナースプロケット	2個	HB160 NT13 S45C ブッシュ含む	
ピロブロック	2個	CUCP318CE	
シフト・シフトバー・ピース・カー類	1式	SS400	2池分
テンショナー軸受	2組	FC250 シャフト, スクリュー軸, カー含む	
ローラーチェーン	1連	No.140-2 プレソ 68L OL1 個 予備リンク含む	
ブッシュドチェーン	2連	HB160 プレソ 120L OL1 個 予備リンク含む	
駆動スプロケット	2個	HB160 NT40 FCD600 キー加工含む	
駆動水中ホイール	4個	PS720S NT11 樹脂+FCD カー含む	
従動ホイール	4個	PS720S NT11 樹脂+FCD シールカバー等含む	
テークアップ水中ホイール	4個	PS720S NT11 樹脂+FCD シールカバー等含む	
駆動軸スリーブ	4個	SUS304	
従動軸スリーブ	4個	SUS304	
テークアップ軸スリーブ	4個	SUS304	
プラスチックチェーン	100連	PS720S プレソ 13リンク/連 予備リンク含む	
プラスチックチェーン	20連	PS720S プレソ 14リンク/連 予備リンク含む	

### 第3系列海側最終沈澱池汚泥掻寄機

項目	数量	仕様	摘要
電動機直結型サイクロ減速機	1台	1.5kW×4P×3φ400V×50Hz 1450rpm	
駆動スプロケット(サイクロ側)	1個	HB200 NT24 S45C キー加工含む	
駆動軸伝動スプロケット	1個	HB200 NT38 FCD600 割型 キー加工含む	
駆動チェーン	1連	HB200 プレソ 112L OL1 個 予備リンク含む	
テンショナースプロケット	1個	HB200 NT11 S45C ブッシュ含む	
テンショナー軸受	1組	スクリュー軸, カー含む	

## 7 工事内容

- (1) 点検調査（対象：第3系列海側最終沈殿池汚泥掻寄機）
- (2) 部品の交換
- (3) 組立及び調整
- (4) 補修塗装
- (5) 試運転調整

## 8 工事計画

受注者は、施工にあたっては系列ごとに実施し、工事期間中の水処理能力の低下を最小限とするため水路の切り替え等には一定期間の日数を要することを考慮すること。また、降雨時の流入水量及び沈砂池状況等も踏まえ、発注者と協議のうえ現地作業日程を取り決めるものとする。（試運転及び機器調整を含む。）

また、電動機直結型サイクロ減速機については、新規減速機の仕様（寸法、既設架台・カバーとの取り合い、定格及び始動電流値など）を十分に検討のうえ機器選定し、減速機の仕様変更に伴い電気設備の改良が必要な場合においては、電気設備既設製造者の製造・品質保証の継続が可能であるものとする。（動作確認及び電気図面の訂正を含む）

## 9 池内点検項目

第3系列海側最終沈殿池汚泥掻寄機水中部の点検内容は下記の通りとする。必要に応じて発注者が立会い、状況確認することとする。

水路の水抜き水張り作業は発注者にて行うが、工程については事前に協議のうえ、決定すること。

水路内の清掃は発注者にて行うが、清掃の範囲は水路上部からの簡易清掃のみとし、点検対象周辺の清掃は受注者にて行うこと。清掃に必要な用水は発注者から支給する。水路内への昇降設備設置や安全対策は受注者にて行うこと。

第3系列海側最終沈殿池汚泥掻寄機：2水路（水抜きは2水路同時）

- ①駆動水中、従動、テークアップ用スプロケット摩耗測定及び腐食状況確認（左右共）
- ②主務チェーン摩耗測定及び腐食状況確認（左右共）
- ③ガイドレール、池底レール摩耗測定及び腐食状況確認（左右共）
- ④フライトシュー摩耗測定及び腐食状況確認（左右共）
- ⑤集中給油機から水中部の各部への給油状況確認（左右共）

※スプロケットの摩耗測定は対象スプロケットの歯形ゲージを受注者にて予め用意し測定すること。

※各測定箇所の基準値（使用限度、交換時期）はメーカーの基準によるものとする。

## 10 試験・検査

- (1) 材料検査
- (2) 外観構造検査
- (3) 実施操作検査
- (4) その他必要と認める検査

## 11 完成図書

### (1) 内容

完成図、実施工程表、検査成績書、試運転成績書、納品書、工事写真、点検結果に基づく整備計画表、その他必要と思われるもの。

※駆動装置部組立図についてはCADを用いて作成し、DXFまたはDWG形式で提出すること。

### (2) 提出部数

2部（インデックス見出し付、フラットファイル又はパイプファイル綴込）

1部（CD-R 電子データ）

その編集方法については、監督職員と調整すること。

## 12 工事関係車両

工事関係車両に大型車両を必要とする際は、あらかじめ発注者と協議のうえ管轄警察署に通行許可を受け、同許可書の写しを入場する日に先立ち監督職員へ提出すること。

## 13 廃棄物処分

(1) 本工事により発生する各廃棄物は、関係法令に基づき適正に搬出及び処分すること。

(2) 発生材のうち、発注者のスクラップ（鉄屑）処分が可能な部材等については、処理場内指定場所まで運搬・仮置きするものとし、監督職員の指示に従うものとする。

## 14 逗子市環境方針の遵守

受注者は、発注者の定めた逗子市環境方針を遵守し、環境に負荷を与えないように工事を施工しなければならない。

## 15 その他

(1) 工事施工に当たり、施設、車両等に損傷を与えた場合は直ちに監督職員へ報告を行うとともに、応急措置を行い受注者の責任において原状復旧にあたらなければならない。

(2) その他疑義が生じた場合には、発注者と受注者とで別途協議する。